

国内旅行傷害保険 国内航空傷害保険

楽しい旅の愛言葉

補償条項	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	国内旅行行程中の事故によるケガのため、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)	死亡・後遺障害保険金全額を死亡保険金受取人(指定のないときは被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注)既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金全額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。	・被保険者(保険の対象となる方)や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ・自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるケガ ・無免許運転、酒酔い運転によるケガ ・脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ・妊娠、出産、流産、外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によるケガ ・地震、噴火またはこれらによる津波を原因とするケガ ・戦争、内乱、暴動などによるケガ(※) ・ビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビングなどの危険な運動によるケガ ・顔部症状群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足りる医学的見解のないもの ・スキューバダイビング時の減圧症 など
後遺障害保険金	国内旅行行程中の事故によるケガのため、事故発生日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金全額の3%~100%をお支払いします。 (注)保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金全額を限度とします。	
入院保険金日額	国内旅行行程中の事故によるケガのため、平常の生活またはお仕事ができなくなり、かつ、病院または診療所に入院(入院に準ずる状態を含みます。)された場合	事故発生日からその日を含めて180日以内の入院日数1日につき、入院保険金日額をお支払いします。	
手術保険金	入院保険金をお支払いする場合で、そのケガの治療のために、事故発生日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術を受けた場合	入院保険金日額に手術の種類に応じて定められた倍率(10倍、20倍または40倍)を乗じた額をお支払いします。ただし、1事故につき事故発生日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。	
通院保険金日額	国内旅行行程中の事故によるケガのため、平常の生活またはお仕事に支障が生じ、通院(医師による治療が必要な場合において病院または診療所に通い、治療を受けることをいいます。また、往診を含みます。)された場合	事故発生日からその日を含めて180日以内の通院日数1日につき、90日を限度として通院保険金日額をお支払いします。ただし、平常の生活またはお仕事に支障がない程度に当たるとき以降の通院に対しては、保険金をお支払いできません。	・保険契約者または被保険者(保険の対象となる方)の故意による損害賠償責任 ・地震、噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任 ・戦争、内乱、暴動などによる損害賠償責任(※) ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ・同居の親族に対する損害賠償責任 ・受託品に関する損害賠償責任 など
賠償責任	国内旅行行程中に誤って他人にケガをさせたり、他人のものをこわしたりして損害をあたえ、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合	1回の事故につき、賠償責任保険金全額を限度として、損害賠償金をお支払いします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、緊急措置に要した費用等もお支払いすることができます。 (注1)賠償責任の免責金額(自己負担額)は0円です。 (注2)賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。	
携行品	国内旅行行程中の偶発的な事故により、携行品に損害が生じた場合 (注1)携行品とは、現金・乗車船券・宿泊券、衣類、カメラなどの被保険者所有の身の回り品をいいます。 (注2)クレジットカード、登山用具、コンタクトレンズ、貴重品、各種書類、レンタル用品などは携行品に含まれません。	携行品保険金全額を限度として、時価額または修繕可能な場合は修繕費(ただし、時価額を上回ります。)をお支払いします。 (注1)1個または1対のものについては10万円を限度とし、現金・乗車船券・宿泊券などについては5万円を限度とします。 (注2)1回の事故ごとに3,000円(免責金額)はご自身で負担していただきます。	・保険契約者、被保険者(保険の対象となる方)の故意または重大な過失による損害 ・自然の消耗、性質によるさび・変質・変色等 ・単なる外観の損傷 ・置き忘れ、紛失 ・欠陥、ねずみ食い、虫食い など
救護費用	国内旅行行程中に ①被保険者が搭乗している航空機や船舶が行方不明または遭難した場合 ②事故によって緊急な捜索・救助活動が必要となることが警察などにより確認された場合 ③事故によるケガのため、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して14日以上入院された場合	救護者費用等保険金全額を限度として次の費用をお支払いします。 ①捜索救助費用 (ビッケルなどの登山用具を使う山岳登山中の遭難を除きます。) ②現地への交通費(救護者2名分まで) ③現地での宿泊料(救護者2名分まで、かつ、1名につき14日分限度) ④現地からの移送費 ⑤雑費(3万円まで)	・保険契約者や被保険者(保険の対象となる方)または保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ・ビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビングなどの危険な運動の事故 ・顔部症状群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足りる医学的見解のないもの など

(ご注意) 1. 「ケガ」とは、「急激かつ偶然な外来の事故」によって身体に被った傷害をいいます。なお、傷害には有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。
2. 特約は基本契約に付帯してお引受けします。特約のみの単独のお引受けはできません。
3. ビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダーなどの危険な運動を行う場合には割増が必要となります。
(※) 「戦争危険等免責に関する一部修正特約」が付帯しているため、テロ行為によるケガ・損害賠償責任は除きます。

国内航空傷害保険のご説明

国内航空傷害保険は、航空機搭乗中等の間に事故により傷害を被った場合に、死亡保険金・後遺障害保険金・入院保険金日額・手術保険金・通院保険金日額をお支払いします。上表の傷害(基本契約)において、(保険金をお支払いする場合)の説明中「国内旅行行程中」を「日本国内における航空機搭乗中等の間に」と読み替えてご覧ください。

*国内旅行傷害保険の基本契約および国内航空傷害保険の保険金は、健康保険、労災保険、生命保険、加害者からの賠償金の受領などとは関係なくお支払いします。

ご契約の際のご注意	万一事故が発生したら
<p>1. この保険で対象となるケガ</p> <p>日本国内で次のようなケガが対象となり、病気は保険金支払いの対象とはなりません。</p> <p>○国内旅行傷害保険</p> <ul style="list-style-type: none"> ●個人旅行(4名以下)の場合は、旅行の目的をもって往路を出発してから往路に着くまでに発生した事故によるケガや損害が対象です。 ●「旅行業者が提供する国内旅行傷害保険契約に関する特約」付き団体旅行(5名以上)の場合は、団体旅行の集合時から解散までの間に発生した事故によるケガや損害が対象です。 <p>○国内航空傷害保険</p> <p>航空機に乗客として搭乗中のケガが対象です。</p> <p>2. 保険期間(保険のご契約期間)の設定について</p> <p>○国内旅行傷害保険</p> <p>保険期間は旅行の期間にあわせて設定してください。</p> <p>○国内航空傷害保険</p> <p>保険期間は搭乗日としてください。</p> <p>○この保険は、引受保険会社が経営破綻した場合等には「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。ただし、その場合でも、保険法の規定に基づき保険金、解約返戻金等のお支払いは一部削減される場合があります。詳細につきましては、下記記載の弊社ホームページをご覧ください。か、取扱代理店または弊社までご連絡ください。</p> <p>○弊社は、保険契約に関する個人情報、適切な契約のお引受け、円滑な保険金のお支払い、付帯サービスのご提供および弊社の商品の販売等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社等に提供することがあります。詳細につきましては、下記記載の弊社ホームページをご覧ください。か、取扱代理店または弊社までご連絡ください。</p>	<p>1. 事故の通知</p> <p>この保険で補償される事故が生じた場合には、すみやかに取扱代理店または弊社に事故の内容およびご加入内容等をご連絡ください。事故発生日から30日以内にご連絡がないと、保険金全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。</p> <p>2. 弊社にご相談いただきたいこと</p> <p>賠償責任危険補償特約の賠償事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず弊社に連絡し承認を得てください。弊社の承認がないまま被害者に対して損害賠償を承認された場合には、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。</p> <p>3. 代理請求人制度</p> <p>この保険には、高度障害状態等の事情により被保険者が保険金を請求できない場合で、かつ、保険金のお支払いを受けその被保険者の代理人がいないうちに、その被保険者と同居する配偶者の方等がその事情を示す書類をもってその旨を弊社に申し出て、弊社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができる代理請求人制度があります。</p>

●このパンフレットは「国内旅行傷害保険」および「国内航空傷害保険」の概要をご紹介します。詳細は保険約款によりますが、保険金のお支払い条件・ご契約手続き・その他ご不明な点がありましたら取扱代理店または弊社にご照会ください。なお、詳しくは「ご契約のしおり」「重要事項説明書(契約概要・注意事項)」をご覧ください。

弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領・保険契約の締結・保険料の徴収・保険料納収証の発行・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接ご契約されたものとなります。

取扱代理店 (幹事) **神姫商工株式会社**
〒671-0234 姫路市御園町国分寺字牛橋53番地
TEL079-253-1147(代)

共同事業代理店 **神姫バスツアーズ株式会社**
〒670-0913 姫路市西駅前町1
TEL079-224-1919(代)

引受保険会社 **朝日火災海上保険株式会社**
姫路支店 〒670-0902 姫路市白銀町2-4
みなと銀行第一生命共同ビル
TEL079-281-3535(代)

ホームページアドレス <http://www.asahikasai.co.jp/>

●取扱店



神姫観光店舗一覧表 [神姫バスツアーズ株式会社]

本社企画販売課	(079) 224-1919	ハートツアーセンター	(06) 4805-7100
姫路支店	(079) 224-1501	三木案内所	(0794) 82-5641
龍野支店	(0791) 62-4000	西脇案内所	(0795) 23-4520
神戸支店	(078) 978-0191	山崎案内所	(0790) 62-7588
社支店	(0795) 42-6565		

国内を旅行中の思わぬケガ、盗難、賠償責任などを総合的に補償します。※病気は対象になりません。



1 交通事故により死亡したとき。



傷害:死亡・後遺障害保険金

2 スキーでころんでアキレス腱を切断し、入院したとき。



傷害:入院保険金

3 アキレス腱を切断し、入院して手術(観血手術)を受けたとき。



傷害:手術保険金

4 宿泊先のホテル、旅館の階段から転落し、ケガをして通院したとき。



傷害:通院保険金

5 土産物店の展示品をあやまってこわしたとき。



賠償責任

6 バッグやカメラなどが火災や盗難にあったとき。



携行品

7 事故で死亡または14日以上入院したとき。



救援者費用

思わぬアクシデントに備えて、安心のパートナー。
朝日火災の国内旅行傷害保険をおともにお出かけください。
フライトだけの補償には、国内航空傷害保険をおすすめします。

ご契約タイプ一覧表

●団体旅行(5名以上)の場合は、団体旅行の集合時から解散時までの間のケガや損害が対象です。

保険期間	2日間(1泊2日)まで				4日間(3泊4日)まで				
	タイプ	SK-15	SK-11	SK-12	SK-13	SK-25	SK-21	SK-22	SK-23
保険料	200円	400円	800円	1,300円	200円	450円	850円	1,350円	
死亡・後遺障害(万円)	736	763	1,729	3,208	830	731	1,410	2,515	
入院保険金日額(円)	3,000	5,000	10,000	15,000	2,000	5,000	10,000	15,000	
通院保険金日額(円)	2,000	3,000	6,000	10,000	1,200	3,000	6,000	10,000	
賠償責任 ^(※1) (万円)	—	3,000	5,000	5,000	—	5,000	5,000	5,000	
携行品 ^(※2) (万円)	—	5	10	20	—	5	10	20	
救援者費用(万円)	—	50	100	200	—	50	100	200	

保険期間	7日間(6泊7日)まで				14日間(13泊14日)まで				
	タイプ	SK-35	SK-31	SK-32	SK-33	SK-35	SK-51	SK-52	SK-53
保険料	200円	500円	1,000円	1,400円	200円	550円	1,100円	1,600円	
死亡・後遺障害(万円)	601	879	2,040	2,391	601	824	2,027	2,712	
入院保険金日額(円)	3,000	5,000	10,000	15,000	3,000	5,000	10,000	15,000	
通院保険金日額(円)	2,000	3,000	6,000	10,000	2,000	3,000	6,000	10,000	
賠償責任 ^(※1) (万円)	—	5,000	5,000	5,000	—	5,000	5,000	5,000	
携行品 ^(※2) (万円)	—	5	10	20	—	5	10	20	
救援者費用(万円)	—	50	100	200	—	50	100	200	

●個人旅行(4名以下)の場合は、旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの間のケガや損害が対象です。

保険期間	2日間(1泊2日)まで				4日間(3泊4日)まで				7日間(6泊7日)まで				14日間(13泊14日)まで			
	タイプ	SK-61	J	K	L	SK-62	M	N	P	SK-63	Q	R	S	SK-64	T	V
保険料	500円	500円	800円	1,400円	500円	600円	900円	1,600円	500円	700円	1,100円	1,800円	500円	1,000円	1,500円	2,500円
死亡・後遺障害(万円)	2,055	996	2,018	4,363	1,401	985	1,669	3,842	1,224	982	1,889	3,416	779	991	1,897	3,535
入院保険金日額(円)	5,000	6,000	5,000	10,000	5,000	6,000	5,000	10,000	4,000	6,000	5,000	10,000	3,000	7,000	5,000	10,000
通院保険金日額(円)	3,000	4,000	3,000	6,000	3,000	4,000	3,000	6,000	2,500	4,000	3,000	6,000	2,000	4,000	3,000	6,000
賠償責任 ^(※1) (万円)	—	3,000	3,000	5,000	—	3,000	3,000	5,000	—	3,000	3,000	5,000	—	3,000	3,000	5,000
携行品 ^(※2) (万円)	—	—	15	20	—	—	15	20	—	—	15	20	—	—	15	20
救援者費用(万円)	—	100	100	200	—	100	100	200	—	100	100	200	—	100	100	200

団体旅行(5名以上)

個人旅行(4名以下)

国内航空傷害保険



国内において次のような事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。
①乗客として航空機に搭乗している間
②航空券により出入ができる飛行場敷地内にいる間
③航空機が不時着した場合において、引き続き保険証券記載の目的地到着までに利用する、航空業者が提供した交通乗用車に乗っている間

保険金額および保険料

保険料(1飛行につき)	500円(1口)	1,000円(2口)
死亡・後遺障害	2,000万円	4,000万円
入院保険金日額	15,000円	30,000円
通院保険金日額	6,000円	12,000円

(注)上記②、③は定期、不定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機にご搭乗される場合に限ります。
※出発日と同じ日に接続する接続便をご利用になる場合は、出発地から目的地までを1飛行とみなします。

加入口数の限度

国内旅行傷害保険								国内航空傷害保険
タイプ	SK-25	SK-15	SK-35	SK-64	SK-62	SK-63	SK-61	その他
加入口数	6口	5口	3口	2口	1口	2口		

【ご注意】ご契約タイプは、ご旅行のお申込み人数により異なります。

お申込み人数が1~4名様の場合は、下段の「個人旅行(4名以下)」のタイプよりお選び下さい。

(※1)賠償責任の免責金額(自己負担額): 0円
(※2)携行品損害の免責金額(自己負担額): 3,000円

『お申込み人数が5名様以上』

『お申込み人数が1~4名様』